

令和5年4月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 令和5年4月27日(木) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和5年4月27日(木) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	野口 和英	総務課長	平田 章浩
企画財政課長	佐藤 嘉彦	税務課長	鳥居 孝文
健康こども課長	朝比 奈礼子	産業課長	長野 了

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久 議会書記 尾上久美子

10 会議に付した事件

- 議案第37号 専決処分の報告承認を求めることについて
- 議案第38号 森町監査委員の選任について
- 議案第39号 令和5年度森町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 建設工事請負契約の締結について
- 議長の辞職
- 議長の選挙
- 副議長の選挙
- 常任委員並びに委員長及び副委員長の指名

< 議事の経過 >

議長 (中根幸男君) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から、令和5年4月森町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。

新型コロナウイルス対策のため、本臨時会は、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

議長

(「異議なし」と言う者多数)

(中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにいたしました。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、12番亀澤進君及び1番増田恭子君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、「報告事項」について、町長から「令和4年度森町水道事業会計予算繰越計算書について」の報告が来ております。

お手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

日程第4、議案第37号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

内藤事務局長。

(職員朗読)

議長

(中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長

(太田康雄君) ただ今上程されました、議案第37号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年度の地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地

方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、これに関連する森町税条例、森町都市計画税条例及び森町国民健康保険税条例の一部改正を早急に行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告して承認を求めるものであります。

令和5年度地方税制改正の主な内容は、現下の経済情勢等を踏まえ、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しを行うと共に、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足の状況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く措置を講じたほか、路線の維持に取り組むバス事業者が、カーボンニュートラルへの対応として、EVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る課税標準の特例措置の創設などがあります。

それでは、各条例について、ご説明いたします。

初めに、「森町税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

主な改正は2点ございますが、1点目は、肉用牛生産農家が経営体質を強化し、国産牛肉の安定的な供給を図っていく観点から、町民税の所得割の額を免除する適用期限を令和9年度まで延長するものであります。

2点目は、軽自動車税の環境性能割につきまして、消費税引き上げに伴う税率の臨時的軽減措置規定を削除、整理すると共に、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足の状況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月末までとするものであります。

また、軽自動車税の種別割につきましては、ガソリン・ハイブリット車の営業用乗用車のうち、令和12年燃費基準70パーセント以上達成かつ令和2年度燃費基準達成の車両について、税率の軽

減措置を延長するものであります。

その他、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、「森町都市計画税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の改正に伴い、引用法令の項ずれの修正等、所要の改正を行うものであります。

また、附則第3項の経過措置につきましては、路線の維持に取り組むバス事業者が、カーボンニュートラルへの対応として、EVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る課税標準の特例措置が創設され、政令で定める施行の日の前日まで新条例附則第13条は、「若しくは第43項」と読み替えるものであります。

最後に、「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

今回の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げ、低所得者に対する国民健康保険税軽減措置の所得判定基準については、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減対象世帯は28万5千円から29万円に、2割軽減対象世帯は52万円から53万5千円に引き上げるものであります。

また、地方税法の改正に伴い、引用法令の項ずれの修正等、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長

(中 根 幸 男 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西 田 彰 君) 二点ほど。

税条例の新旧対照表を見させてもらったんですけど、この中の改正案の中に、文言にラインが引いてあるところで、「2様式」というのが何か所か出てくるんですが、この「2様式」というのを、説明していただけるとありがたいです。

議 長
税務課長

それともう一点は、軽自動車税の減額表が新たな改正案には記載がないんですけども、これは記載はしなくてもいいのかどうか。その二点をお聞きします。

(中根 幸男 君) 鳥居税務課長。

(鳥居 孝文 君) 税務課長です。

西田議員の一点目の質問にお答えします。

「2様式」と書いてありますが、例えば1ページ目のところを言っているかと思えますけど、改正案のところに「若しくは第5号の15の2様式」と記載がありますが、こちらにつきましては、税条例の関係の施行規則の様式の名称になりまして、今回の「2様式」だけではなくて、名称としては「第5号の15の2様式」という様式として一つ存在しております。他に次の第48条の法人町民税の申告納付についても、地方税法の施行規則に、様式の名称として「第22号の4の2様式」という様式の名称としてそれぞれ示されていますので、それに対応する様式が増えましたので、改正をしております。

次に、二点目の軽自動車の表がないということですが、まず、環境性能割につきましては、税条例で地方税法を引用しておりますので、金額について出てきておりません。

次に、軽自動車税の種別割になります。種別割につきましては、新旧対照表に載っております。例えば今回延長することにつきましては、ページが振ってありまして、7ページが第16条「軽自動車の種別割の税率の特例」ということで16条が記載してあります。

続きまして、9ページの改正案をご覧ください。3項ということで下線が引いてありますが、これは7項が削除されて繰り上がって3項になりますが、その文言の下から2行目をご覧ください。同条第2項ア(イ)中「3,900円」とあるのは、「2,000円」。同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは、「3,500円」ということです。税条例に大元の金額ですが、第2項ア(イ)は、大元は「3,900円」。それが今回、ある一定の基準の車両については、「2,00

0円」という形になっております。同様に、同号ア（ウ） a について、大元は「6,900円」であります。今回は「3,500円」となっております。

続きまして、次の10ページの改正案の第4項も同様に元の金額がありますが、そちらをそれぞれ読み替えておりますので、種別割については、森町条例で金額が示されております。以上でございます。

議長
11番議員

（中根幸男君）11番、西田彰君。

（西田彰君）詳しくありがとうございました。

つまり、この文言の中に数字が入っているから、表としてはつけないということでしょうか。

議長
税務課長

（中根幸男君）鳥居税務課長。

（鳥居孝文君）西田議員の再質問のとおり、ここの文言の中で表を読み替える形で表示して改正しておりますので、改めて一覧表という形の表でつける必要のない改正となっております。以上でございます。

議長
5番議員

（中根幸男君）他に質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

（川岸和花子君）川岸です。

ちょっと私わからないんですけども、国民健康保険税条例の「特例対象被保険者」というのは、どのような対象になるのでしょうか。国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の、新旧対照表の2ページにあります「特例対象被保険者」というものを教えてください。

議長
税務課長

（中根幸男君）鳥居税務課長。

（鳥居孝文君）川岸議員の質問にお答えします。

新旧対照表の2ページの「特例対象被保険者」について、何を意味しているのかというご質問ですが、ただ今資料が手元にありませんので、調べさせていただきます。

議長

（中根幸男君）ここでしばらく休憩します。

(午前9時50分 ～ 午前9時55分 休憩)

議長

(中根幸男 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

鳥居税務課長。

税務課長

(鳥居孝文 君) 税務課長です。

先ほどの川岸議員のご質問にお答えいたします。

「特例対象被保険者」等ですが、こちらは被自発的失業者でありますので、解雇とか倒産により失業した方を示しております。ですので、資格としては社会保険から国民健康保険に移動する形になる方を示しております。以上でございます。

議長

(中根幸男 君) 5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) 特例対象被保険者というのは、そういう失業した方ということがわかりました。

24条の2のところですが、変更した点で、特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提出することが、具体的に雇用保険受給資格通知というものによって変わっておりますが、これに変更になった理由を教えてください。

議長

(中根幸男 君) 鳥居税務課長。

税務課長

(鳥居孝文 君) 先ほど言いましたように、解雇とか倒産による失業者については、雇用保険上も支給の特例措置がありまして、そこで明確に雇用保険受給者資格証に理由が書かれておりますので、確認のために提示を求めたときは、提示しなければならないという規定になっております。あと文言として、こちらの文言が国でより適切だろうということで、その他特例対象被保険者等であることの実を証明する書類ということで、こちらの雇用保険受給者資格証であれば、明確に載っているということで明文化したという考えであると思います。以上でございます。

議長

(中根幸男 君) 5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) では、その実を証明する書類というのは、今までもきつと雇用保険受給者通知のようなものだったということですよ。

議 長 (中 根 幸 男 君) 鳥居税務課長。
税務課長 (鳥 居 孝 文 君) 雇用者保険受給者証には失業理由が明確に載っておりますので、そこで判断することが、その書類を見ることによって番号で載っておりますので、どういう理由か種別がわかる形になっております。そこではっきりするという形で、今でも見ていたという形になります。以上でございます。

議 長 (中 根 幸 男 君) 他に質疑はありますか。
(発 言 する 者 な し)

議 長 (中 根 幸 男 君) 「質疑なし」と認めます。
これから、討論を行います。
討論はありますか。
(発 言 する 者 な し)

議 長 (中 根 幸 男 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第37号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。
(起 立 全 員)

議 長 (中 根 幸 男 君) 起立全員です。
したがって、議案第37号「専決処分の報告承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。
日程第5、議案第38号「森町監査委員の選任について」を議題とします。
本案については、岡戸章夫君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、同君の退場を求めます。
(退 場)

議 長 (中 根 幸 男 君) 職員に議案を朗読させます。
内藤事務局長。
(職 員 朗 読)

議 長 (中 根 幸 男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長

(太田康雄君) ただ今上程されました、議案第38号「森町監査委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

本町の監査委員の定数につきましては、地方自治法第195条第2項の規定に基づき、森町監査委員条例で2人と定められております。また、選任につきましては、同法第196条第1項の規定により、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた見識を有する者1人及び議員の内から1人を議会の同意を得て選任することになっております。

今回の提案は、議会選任委員である中根信一郎氏から4月20日付けで辞職願いが提出され、これを受理したことから、議員の内から選任する者として、岡戸章夫氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

岡戸章夫氏は、議員として各種委員会の委員も務められ、町の行政にも精通し、監査委員として適任者であると存じますので、議会の同意をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長

(中根幸男君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第38号「森町監査委員の選任について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起 立 全 員)
(中 根 幸 男 君) 起立全員です。
したがって、議案第38号「森町監査委員の選任について」は、
同意することに決定いたしました。
岡戸章夫君の入場を許します。

議 長 (入 場)
(中 根 幸 男 君) ただ今、森町監査委員に同意された岡戸
章夫君が、議場におられますので、同意の告知をいたします。
日程第6、議案第39号「令和5年度森町一般会計補正予算(第
2号)」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。
内藤事務局長。
(職 員 朗 読)

議 長 (中 根 幸 男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただ今上程されました、議案第39号「令
和5年度森町一般会計補正予算(第2号)」について、提案理由
の説明を申し上げます。
本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それ
ぞれ13,150千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳
出それぞれ9,194,550千円とするものであります。
今回の補正は、町内会が実施するコミュニティ活動に必要な設
備等の整備事業に対し助成するコミュニティ助成金について、見
込みを上回る助成金の内示をいただきましたので、補正をお願い
するものでございます。
また、国は、3月28日の閣議において、今般の食費等の物価高
騰に直面し影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実
情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和4年度の子備費を
財源とし、「児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯や、
その他の住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し、児童一人当

たり5万円の特別給付金を支給する」ことを決定いたしました。

閣議では、同時に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等についても予備費からの支出を決定いたしておりますが、当該給付金につきましては、可能な限り速やかに支給することとされていることから、今回、補正をお願いするものでございます。

当該給付金の対象となる世帯のうち、ひとり親世帯の給付は、県が実施主体となり、その他の住民税均等割が非課税の子育て世帯への給付は、町が実施主体となります。給付額は1人あたり5万円で、対象児童数を令和4年度実績より200人と見込み、5月下旬から給付を行う予定で、給付事業費と事務費を計上するものでございます。

また、県が実施主体となるひとり親世帯への給付事業について、対象者の案内文の通知発送などの一部の事務を町が行うため、事務経費を計上するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、2款1項9目、自治振興費2,800千円につきましては、自治総合センター・コミュニティ助成金を受けて、町内会が実施するコミュニティ活動に必要な設備等の整備事業を助成するものでございまして、当初予算では、1件2,500千円を計上しておりましたが、見込みを上回る3件530万円の助成金の内示をいただきましたので、助成金2,800千円を追加するものでございます。当初予算分を含めた事業の内容につきましては、公民館備品といたしまして、向天方下町内会がエアコン1台ほか、黒田町内会がエアコン3台とテレビ1台、城下町内会が発電機1台とテーブル21台及び空気清浄機2台を整備するものでございます。特にエアコンにつきましては、近年の猛暑対策として早期に整備を完了するため、今回の補正でお願いするものでございます。

3款2項1目、児童福祉総務費10,350千円につきましては、子

育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）の給付に係る職員
の時間外手当などの給付事務費30万円及び1人あたり5万円の給
付事業費10,000千円、また、ひとり親世帯分の給付に係る給付事
務費50千円でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項2目、民生費国庫補助金10,300千円に
つきましては、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）
給付事務費及び給付事業費に対する国の補助金でございます。

16款2項2目、民生費県補助金50千円につきましては、子育て
世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事務費に対する
県補助金でございます。

21款3項3目、雑入2,800千円につきましては、コミュニティ
助成金に対する自治総合センターからの助成金でございます。

以上が、令和5年度森町一般会計補正予算（第2号）の内容で
ございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

（ 中根 幸男 君 ）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

（ 川岸和花子 君 ）川岸です。

民生費の児童福祉費の子育て世帯生活支援特別給付金のことに
ついてです。5月下旬から給付ということで、1人5万円の200人
ということですが、令和4年度の実績として、その他世帯、非課
税世帯というのがどれぐらいあったのか。また、県の事業という
ことで、ひとり親世帯分は森町では何件あるのか伺います。

議 長

（ 中根 幸男 君 ）朝比奈健康こども課長。

健康こども

（ 朝比奈礼子 君 ）健康こども課長です。

課 長

川岸議員のご質問にお答えします。

まず、その他世帯の分で令和4年度の実績でございますが、令
和4年度は、まず申請不要の方、令和4年4月分の児童手当等を
いただいた方のうち、住民税均等割が非課税の方が74世帯152人

でした。その他申請が必要な方もいらっしゃったんですけども、これについては、18歳未満又は障害を持った方は20歳までの方ですけども、その方のうち令和4年度の住民税均等割が非課税の方、それから収入が急変した方等ですけども、それについては2世帯の2人ということで、令和4年度の合計としましては、76世帯154人の実績でございました。

それからひとり親世帯分ですけども、こちらは児童扶養手当を受給している方が対象ですが、令和4年度の実績につきましては、同じく申請不要の方、令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方については、75世帯119人の実績でございました。申請が必要な方につきましては、今言った申請不要な方以外で、公的年金受給のために児童扶養手当を受けていない方、それから家計が急変して収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準になる方ということで、それらにつきましては、7世帯の9人ということでした。ですので、ひとり親世帯分につきましては、全てで合計82世帯の128人となります。以上です。

議長
5番議員

(中根 幸男 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) ありがとうございます。

申請をするべき世帯もあるということで、その世帯にもよく周知していただけるようお願いしたい。また、この5月下旬から給付ということで、児童扶養手当を受給している方の口座に、また別に振り込まれるということによろしいですか。児童扶養手当が振り込まれるタイミングで振り込まれるのか、それとは全く別なのか。

議長
健康こども
課長

(中根 幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

川岸議員のご質問にお答えします。

5月下旬に振込という形ですが、予定としましては、児童扶養手当をもらっている方につきましても、その他世帯の方につきましても、5月31日を予定しておりますので、タイミング的には見

童扶養手当と同時の給付という形ではなく、また別の形での給付という形になります。以上です。

議 長

(中根幸男 君) 5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) こちらの対象ですけれども、今、非課税世帯で生まれている子とかもいる場合は、どこまでの対象になるのか、何かそういうものが決まっているのでしょうか。

議 長

(中根幸男 君) 朝比奈健康こども課長。

健康こども

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

課 長

ただ今の川岸議員のご質問にお答えします。

この給付金につきまして、国から示されているものがありますが、詳細なことについて、給付の対象者について、まだ一部示されていない部分もございます。まずは今回、示されている部分につきましては、令和4年度のこの給付金を受け取った方に、なるべく円滑に早く支給をしていただきたいという趣旨のもとで国から示されております。まず、令和4年度の給付金を受給した方に給付をするような予定でおります。

それから、これから生まれる子どもさんにつきましては、令和4年度を受給をした方について、例えばその世帯に新しくお子さんが生まれたとなると、一応QAの中では増額だということなどで謳っておりますが、正式な要綱がまだ示されておられませんので、その辺りについては、正式な決定をもって決めていきたいと思っております。以上です。

議 長

(中根幸男 君) 他に質疑はありませんか。

4番、平川勇君。

4番議員

(平川 勇 君) 平川です。

8ページの総務課の自治振興費、補助金・交付金、コミュニティ助成金の内容を詳しく教えていただきたいと思います。

議 長

(中根幸男 君) 平田総務課長。

総務課長

(平田章浩 君) 総務課長です。

平川議員の質問にお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業ということでございます。

事業主体につきましては、市町村もそうですけども、コミュニティ組織ということで、町内会又はコミュニティ組織の連合体が対象で事業主体になるものであります。助成金については、100万円から250万円までで、10万円未満は切り捨てをされる事業でございます。

本年度につきましては、森町から4町内会が手を挙げておりまして、採択をされております向天方下町内会、黒田町内会、城下町内会。それから採択はされませんでしたけども、もう一つの町内会が手を挙げて申請をしておりました。森町においては、先ほど町長が提案理由で説明されました3町内会が採択をしております。

それぞれ事業費につきましては、向天方下が142万7千円、黒田町内会が263万6千円、城下町内会が140万7千円という事業費で申請をしております。それぞれの内示の補助金につきましては10万円単位でございますので、向天方下が140万円で、黒田町内会は上限が250万円ですので250万円、それから城下町内会が140万円ということで内示が出ております。

当初予算が2,500千円の1町内会を見込んで予算計上させていただいておりますので、総額530万円の内示ですので、その差額分の2,800千円を補正予算で計上させていただいているということでございます。

こちらの財源につきましては、一般財団法人の自治総合センターからの補助金でございます。基本的には令和5年度のコミュニティ助成事業実施要綱というものがございまして、それに基づいて実施をされる事業でございますけども、宝くじの社会貢献、広報等、そちらの事業費から助成がされるといったものでござい

す。以上です。

議 長

(中根幸男君) 4番、平川勇君。

4番議員

(平川 勇 君) ご説明ありがとうございました。

一つ聞きたいのは、4町内が手を挙げて3町内に決まりましたよ、1町内が助成の対象にならなかった理由というのは、どういうことでしょうか。

議 長

(中根幸男君) 平田総務課長。

総務課長

(平田章浩君) 総務課長です。平川議員の再質問にお答えをします。

採択するかどうかは向こうの判断になりますので、正確な理由はわからないところではありますけども、今までですと、過去にこの補助金、助成金を貰った町内会については、基本的に採択されないという傾向がございました。

ただし、1回もらっている町内会で採択されている町内会があるんですけども、不採択の町内会については、過去2回助成金をもらっているということで、今まで助成金をもらった回数が多かったということで、総合的に総事業費の枠がありまして、その中から各市町村の自治会・町内会が手を挙げていますので、事業費から出た部分の町内会がいくつか削る中で、過去にもらっていた町内会、数を多く採択している町内会については、不採択になったのかなと考えております。以上です。

議 長

(中根幸男君) 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君) ただ今総務課長から答弁をいたしました。あくまでも推測でありまして、採択・不採択は町が判断するものではなくて、一般財団法人自治総合センターにおいて、採択・不採択の判断がされております。理由については、特に開示はされておきませんので、あくまでも推測でこうではないかということでございます。

議 長

(中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根幸男 君) 「質疑なし」と認めます。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

議 長 (発言する者なし)
(中根幸男 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第39号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起立全員)
(中根幸男 君) 起立全員です。
したがって、議案第39号「令和5年度森町一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。
ここでしばらく休憩します。

議 長 (午前10時26分 ～ 午前10時35分 休憩)
(中根幸男 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第7、議案第40号「建設工事請負契約の締結について」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。
内藤事務局長。
(職員朗読)

議 長 (中根幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただ今上程されました、議案第40号「建設工事請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。
本案は、令和4年度農地・農業用施設災害復旧事業三倉川頭首工ゴム堰復旧工事の建設工事に係る契約の締結でございます。
工事の概要につきましては、令和4年9月23日から24日にかけて接近した台風15号による豪雨により被災した、天方地区大鳥居地内にある延長27.9メートルの三倉川頭首工ゴム堰の災害復旧工事、ゴム引布製起伏堰の製作工及び設置工一式であります。

去る4月24日に指名競争入札を行った結果、周智郡森町森1458番地の1、正光建設株式会社、代表取締役 星島泰周が落札いたしましたので、同社と建設工事請負契約を契約額1億1,440万円で締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、工事期間といたしましては、令和5年4月28日から令和6年3月15日までを予定しております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長

(中根 幸男 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、吉筋恵治君。

9番議員

(吉筋 恵治 君) 吉筋でございます。

一、二点お尋ねをしたいと思います。

確かこれ以外にも、頭首工の被災があったと思います。それで、私のひょっとして、ちょっと正確に今記憶がないので勘違いかもしれないませんが、12月議会の補正予算だったかちょっとはつきりしませんが、全体として2億というような話、また2億を超えるような記憶があるものですから、今回のこの正光建設の税を入れて1億1,440万円というのは、自分の曖昧な記憶で安いなと思ったものですから、これはこれで大鳥居町内会のものの全ての工事費としてこれで終わるといふ金額でよろしいのか。

もう一点は、南部の農家の方から、今のところ産業課で一生懸命対応して水の供給を行っていただいて、今のところ問題がなく、良いなと思っておりますが、これから本格的に農地の活動が始まるということを考えると、若干不安の声も南部地域から聞いております。工事自体は急がれると思いますが、今の町長のご説明ですと、令和5年度中というような工事内容になっておりますが、本来急ぎたいなというところもありますが、雨期もまた近づいて

議長
産業課長

くるということがございます。実質的な工事自体は、予定としていつ頃に予定をされているのか。そこを含めてお尋ねをしたいと思います。

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。

吉筋議員のご質問にお答えいたします。

まず、一点目の質問でございます。

それこそご発言があったように、12月議会の13号追加補正で、この事業についてはお願いして、議決されております。そのときに計上した公共災害に関する工事費の予算額としては、288,000千円の予算をお認めいただいております。その中身については、この今回議案で提案させていただいている三倉川頭首工以外にも、一宮地区の伏間川頭首工、あとは向天方地区の三ツ沢3号線の農道、それと、問詰地区の堤防が決壊して被害にあった箇所4か所の合計額でございます。その中で、今回議案に関する三倉川頭首工に関しては、そのうちの予算額とすると、2億700万円の内訳で、その時点ではそういった中身になっております。

その中で今回、三倉川頭首工の被災に関して復旧工事にかかるものとする、その予算の工事内容としますと、4種類の予算になっております。その中の一つが、今回、契約の議決をお願いしているゴム引布製起伏堰に関する工事が一つ。あと三つあるわけですが、二つ目が、下流取水ポンプ設置の工事が一つ。もう一つが、仮取水の電気設備の工事が一つ。その他に本体工事をする際に、川を伏せ返したりする工事がございます。それと、護床ブロックも少し被災しておりますので、それを合わせた土木工事が一つということで、三倉川頭首工に関しては、四つの工事内容になっております。今回に関しては、先ほど申し上げましたとおり、ゴム引布製起伏堰の製作と設置工事の契約という形になっております。

それと二点目の本格的に水田の田植え等が、4月植えのコシヒ

カリについては、概ね終了しているわけですが、今後も水田に水稻を植える作業が出てくるということでございます。これに関しては、先ほど申し上げました仮取水ポンプ設置工事については、一応発注が終わっております。その取水ポンプの工事をできるだけ早急に行いまして、ポンプで水を追加していくという作業を今後見込んで、できるだけ不安の解消に努めていきたいと考えております。

それと今回、議案にかけさせていただいております工事のスケジュールに関して申し上げます。先ほど申し上げましたように、ゴム引布製起伏堰、要はゴムのすごく大きなチューブみたいなものでございますけれども、これがおおむね高さが2メートル、延長が27.9メートルの製作をまずいたします。これについては、今回、お認めいただければ、正光建設さんからゴム製作会社に発注して、約6か月ほど製作がかかります。それと、そのゴムの製作が完了した後に、その設置工事というものにつきまして、11月から3月の概ね5か月の工期を予定しております。その工事については、やはり渇水期ということでない、河川の中では工事ができませんので、それに合わせる形で工事を行っていきたくております。ゴムの製作ができる1か月前ぐらいから、ゴムを置くところの準備作業には入りたいとは思っております。そういった形で、できるだけ早急に復旧を図って、水の確保に努めていきたいと考えております。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中 根 幸 男 君) 起立全員です。

したがって、議案第40号「建設工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(中 根 幸 男 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

(午前10時49分 ～ 午前10時51分 休憩)

副 議 長

(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、議長、中根幸男君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

「議長の辞職」の件を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

副 議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、「議長の辞職」の件を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

- ここでしばらく休憩します。
- (午前10時52分 ～ 午前10時53分 休憩)
- 副議長 (吉筋恵治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 追加日程第1号の追加1、「議長の辞職」を議題とします。
- 地方自治法第117条の規定によって、中根幸男君の退場を求めます。
- (退 場)
- 副議長 (吉筋恵治君) 職員に辞職願を朗読させます。
- 内藤事務局長。
- (職 員 朗 読)
- 副議長 (吉筋恵治君) お諮りします。
- 中根幸男君の「議長の辞職」を許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者多数)
- 副議長 (吉筋恵治君) 「異議なし」と認めます。
- したがって、中根幸男君の「議長の辞職」を許可することに決定しました。
- 中根幸男君の入場を許します。
- (入 場)
- 副議長 (吉筋恵治君) ただ今、議長が欠けました。
- お諮りします。
- 「議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに選挙を行いたいと思います。
- ご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者多数)
- 副議長 (吉筋恵治君) 「異議なし」と認めます。
- したがって、「議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに選挙を行うことに決定しました。
- ここでしばらく休憩します。
- (午前10時55分 ～ 午前10時57分 休憩)

副議長

(吉筋恵治 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1号の追加2、「議長の選挙」を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

副議長

(吉筋恵治 君) ただ今の出席議員数は、12人です。

次に、立会人を指名します。

森町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に平川勇君、川岸和花子君、岡戸章夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

(投票用紙の配布)

副議長

(吉筋恵治 君) 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(な し)

副議長

(吉筋恵治 君) 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

副議長

(吉筋恵治 君) 「異常なし」と認めます。

ただ今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

事務局長

(内藤豊久 君) ただ今から点呼しますので、順番に投票願います。

(点 呼)

(投 票)

副議長

(吉筋恵治 君) 投票漏れは、ありませんか。

(な し)

副議長

(吉筋恵治 君) 「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

議長

開票を行います。

平川勇君、川岸和花子君及び岡戸章夫君、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

(吉 筋 恵 治 君) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、吉筋恵治君7票、西田彰君5票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、私、吉筋恵治が議長に当選をいたしました。

議場の出入口を開きます。

(議 場 を 開 く)

議長

(吉 筋 恵 治 君) それでは、私から、議長就任の挨拶を行わせていただきます。

議事進行の関係もございますので、大変恐縮ですが議長席から挨拶を申し上げます。

その時代その時代の課題に対し、それぞれの個性の議長が、これまで議会の中立・公平を基に、質疑や議論はそれとして、議会の安定と議会改革に努力されたように、私も努力をしていくつもりでございます。議員各位、そして、町長をはじめ、当局の皆さまのご協力をよろしくお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

先ほどの議長選挙において私が議長に就任したことにより、地方自治法第108条の規定による議会の許可手続きを要せず、自動的に副議長の職を失うこととなります。

したがって、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

ここで「副議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに選挙を行いたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者多数)
(吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。
したがって、「副議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに選挙を行うことに決定しました。
ここでしばらく休憩します。

議 長 (午前11時11分 ～ 午前11時24分 休憩)
(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
追加日程第1号の追加3、「副議長の選挙」を行います。
選挙は、投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

議 長 (議場を閉める)
(吉 筋 恵 治 君) ただ今の出席議員数は、12人です。
次に、立会人を指名します。
森町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に増田恭子君、清水健一君、佐藤明孝君を指名します。
投票用紙を配ります。
念のために申し上げます。
投票は、単記無記名です。

議 長 (投票用紙の配布)
(吉 筋 恵 治 君) 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

議 長 (な し)
(吉 筋 恵 治 君) 「配布漏れなし」と認めます。
投票箱を点検します。

議 長 (投票箱の点検)
(吉 筋 恵 治 君) 「異常なし」と認めます。
ただ今から投票を行います。
事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票を願います。

事務局長 (内 藤 豊 久 君) ただ今から点呼しますので、順番に投票

願います。

(点 呼)

(投 票)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 投票漏れは、ありませんか。

(な し)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

増田恭子君、清水健一君及び佐藤明孝君、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち中根信一郎君7票、加藤久幸君5票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、中根信一郎君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議 場 を 開 く)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) ただ今、副議長に当選された中根信一郎君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

8番、中根信一郎君。発言があれば、発言を許します。

8番、中根信一郎君。

登壇願います。

副 議 長 (中 根 信 一 郎 君) ただ今、副議長にさせていただきました中根信一郎でございます。

私、過去7年ほど前になりますが、選挙から何も右も左もわからない中でやってまいりました。おかげさまで副委員長、また委

員長、また監査役というような大役を仰せつかって今日まで来たわけでございます。

また、本日、副議長という大役を仰せつかりまして、本当に皆さんといたしますか、議員の皆さんと一緒にいろんなことを取り組んでいきたい。また、議長の補佐をしながら、議会が円滑に進むように、そういったことも心がけていきたいと思っています。

また、所信でも申し上げたとおり、議員の報酬、また、議員定数の検討といったものをして、今後に繋がる議会にしていかなければいけないと。その一端を担うつもりでいますので、またいろんなご意見、また協議をして、良い形の議会にしていきたいと思っていますので、議員の皆さまのご協力、またご指導をいただきながら、また先輩議員の皆さまにもいろいろご協力をいただいて、大役をこなしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

議長

(吉 筋 恵 治 君) ここでしばらく休憩します。

(午前 1 1 時 3 9 分 ~ 午後 1 時 0 0 分 休憩)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、「常任委員並びに委員長及び副委員長の指名」を行います。

お諮りします。

常任委員並びに委員長及び副委員長の指名については、森町議会委員会条例第7条第4項及び第8条第2項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり、議長が指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、常任委員並びに委員長及び副委員長は、お手元に配りました名簿のとおり、指名することに決定しました。

日程第10、「議会運営委員並びに委員長及び副委員長の指名」を行います。

議 長

お諮りします。

議会運営委員並びに委員長及び副委員長の指名については、森町議会委員会条例第7条第4項及び第8条第2項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり、議長が指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

(吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議会運営委員並びに委員長及び副委員長は、お手元に配りました名簿のとおり、指名することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年4月森町議会臨時会を閉会します。

(午後 1時02分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和5年4月27日

森町議会旧議長

森町議会副議長

森町議会新議長

会議録署名議員

同 上